

〔法学新報〕第22卷8(256)号 大正元年9月1日

天青クシテ雲白シ我菊池博士今何レノ所ニカ在ル願レハ明治十八年八月某等同人博士ヲ推シテ称首トナシ庠序ヲ起シ育英ノ事ニ従フ名ケテ英吉利法律学校ト云フ今ノ中央大学是ナリ星霜二十有八幾千ノ俊髦適ク所トシテ可ナラサルナシ而シテ人格最モ世ノ重スル所トナル是レ豈ニ博士ノ賜ニアラスヤ天青クシテ雲白シ我菊池博士今何レノ所ニカ在ル博学ノ人ニ在リ多才ノ人ハ在リ然レトモ人格之高氣品之秀能ク博士ニ比スヘキモノ果シテ幾人カ在ル某等不肖私カニ遺志ノ紹述シ難キヲ思フ嗚呼無量ノ感慨ハ無量ノ涙ナリ博士庶幾クハ諒トセム嗚呼悲哉我中央大学ハ茲ニ其儀ヲ齊ヘ其礼ヲ具ヘ謹ミテ博士ノ靈ヲ祭ル尚饗

明治四十五年七月九日

○菊池学長溘逝

中央大学長法学博士菊池武夫氏は昨年七月十二日病に罹り爾来青山、三浦、北里及び能諸の諸国手に治療を受けつつありしか同九月頃より弁護士の事務を執らす同十一月に至り注射療法を受け同十二月より本年一月末までは発熱の爲め注射を廃し二月末より稍軽快に赴き三、四、五月中は大に快方に向ひしも六月中旬より食欲減退下旬には右腸に痛みを覚え食事の進まざることなり七月五日暁より夕刻まで腸を痛みしも漸く落付きて六日朝までは復た痛を覚えす葛湯二杯を用ひられたり然るに同日正午一回の下痢ありて稍々貧血を起こしたるもの如く脈拍又不良の徴を呈し主治医の注射を受く其後少許の牛乳を用ひ音調は低かりしも言語は猶ほ明晰なりしか更に悲境に陥り午後三時四十五分遂に永眠せられたり享年五十有九博士は安政元年七月十八日岩手県盛岡に生れ旧南部藩士なり長して大学南校に入り明治八年七月文部大輔より法学修業の爲め滿五今年米國に留学を命せられ学成りて帰朝司法省に出仕し東京大学に教鞭を執り明治二十四年官を辞し弁護士と爲り又貴族院議員に任せられ以て永眠の時に迫へり其略歴次の如し

一 明治八年七月十日

法学為修業米國留学可致候事

但留学年數滿五年トス米國到著ノ日ヨリ年限中學資貸渡

候事

文部大輔

一 明治十三年十一月二十五日

雇申付候事 但月俸百円給与

司法省

一 明治十三年十一月二十五日 民事局詰ヲ命シ候事 司法省

一 明治十四年二月二日 代言人試験委員ヲ命シ候事 司法省

一 明治十四年八月二日 本年後期代言人試験委員ヲ命シ候事 司法省

一 明治十四年十二月七日 第八局詰兼務ヲ命シ候事 司法省

一 明治十四年十二月二十六日 東京大学雇兼勤申付候事

但手当一个年金四百八拾円給与候事

一 明治十四年十二月二十六日

一 法学部講師可相勤事 東京大学

一 明治十五年二月六日

一 本年前期代言人試験委員ヲ命シ候事 司法省

一 明治十五年七月四日

一 本年後期代言人試験委員ヲ命シ候事 司法省

一 明治十五年七月十八日

一 自今一个年手当金六百円給与候事 東京大学

一 明治十五年十一月十八日

一 諮詢部会ノ会員ニ選挙候事 東京大学総理

一 明治十六年前期代言人試験委員ヲ命シ候事 司法省

一 明治十七年六月十六日

一 第一局詰兼第三局詰ヲ命シ候事 司法省

一 第一局詰兼第三局詰ヲ命シ候事

- 一 明治十七年九月十一日 任司法省少書記官 太政大臣
- 一 明治十七年九月十一日 記録局翻譯課兼民法局詰ヲ命シ候事 司法省
- 一 明治十七年九月二十七日 法学部学生教導嘱託候事 但有嘱託中手当トシテ一个年金六百円交付候事 東京大学
- 一 明治十七年十月二十日 叙従六位 太政大臣
- 一 明治十七年十月二十一日 訴訟規則取調委員ヲ命シ候事 司法卿
- 一 明治十八年四月十日 翻譯課長少書記官栗塚省吾不在中代理ヲ命シ候事司法卿 東京大学
- 一 明治十八年五月八日 法学部講師ノ任ヲ嘱シ候事 東京大学
- 一 明治十八年七月七日 判事登用試験委員ヲ命シ候事 司法卿
- 一 明治十九年一月二十日 民事局詰ヲ命シ候事 司法大臣
- 一 明治十九年三月六日 任司法大臣秘書官 内閣総理大臣
- 一 明治十九年四月十日 叙奏任官二等 内閣総理大臣
- 一 明治十九年四月十四日 下級俸下賜 司法省
- 一 明治十九年四月十四日 秘書官諸費トシテ一个月金三拾五円給与ス 司法大臣
- 一 明治十九年四月十九日 判事会同理事員ヲ命ス 司法大臣
- 一 明治十九年四月二十二日 民法編纂委員ヲ命ス 司法大臣
- 一 明治十九年七月八日 叙正六位 内閣総理大臣
- 一 明治十九年八月一日 判事登用試験委員ヲ命ス 司法大臣
- 一 明治十九年十二月二十九日 官制改革ノ際ヨリ引続キ異常勲候ニ付キ月俸半額下賜 司法大臣
- 一 明治二十年三月二十三日 檢察官会同理事員ヲ命ス 司法大臣
- 一 明治二十年八月二十日 北海道及羽後國為巡視出張候ニ付随行ヲ命ス 司法大臣
- 一 明治二十年十一月二十五日 司法省文官普通試験委員ヲ命ス 司法大臣
- 一 明治二十年十二月二十七日 中級俸下賜 司法省
- 一 明治二十年十二月二十七日 総務局文書課長兼務ヲ命ス 司法大臣
- 一 明治二十一年八月二十三日 明治二十一年代官出願人試験委員ヲ命ス 司法大臣
- 一 明治二十一年三月二十二日 裁判官会同理事員ヲ命ス 司法大臣
- 一 明治二十一年五月七日 明治二十一年五月七日 司法大臣

明治二十年勅令第十三号学位令第三条ニ依リ茲ニ法学博士ノ学位ヲ授ク  
文部省

一 明治二十一年七月二十七日

自今秘書官諸費トシテ一个月六拾円給与ス  
司法大臣

一 明治二十一年十一月二十日

彦根治安裁判所春照出張所ハ追テ開庁スヘキ議定ナルニ不心付明治二十一年十月司法省甲第一号治安裁判所出張所位置及管轄区域表中ニ掲載シ為ニ同出張所当分不開庁ノ告示ヲ要スルニ至ラシメタル段過失ニ付譴責ス  
司法大臣

一 明治二十二年七月一日

明治二十二年七月一日 明治二十二年代言出願人試験委員ヲ命ス  
司法大臣

一 明治二十二年八月十七日

現行法律規則取調委員ヲ命ス  
内閣

一 明治二十三年一月十一日

明治二十三年一月十一日 省令審査委員ヲ命ス  
司法大臣

一 明治二十三年三月十七日

陞叙奏任官一等  
司法大臣

一 明治二十三年三月十七日

下級俸下賜  
司法省

一 明治二十三年三月二十七日

自今一个月手当金五拾円ヲ給ス  
司法大臣

一 明治二十三年三月二十七日

山田司法大臣愛知県下出張並ニ広島控訴院巡視ニ付随行ヲ命ス  
司法大臣

一 明治二十三年六月三十日

明治二十三年代言出願人試験委員ヲ命ス  
司法大臣

一 明治二十三年九月五日

御用有之岐阜県下へ出張ヲ命ス  
司法大臣

一 明治二十三年十二月十九日

上級俸下賜  
司法省

一 明治二十四年五月六日

任司法省民事局長  
内閣總理大臣

一 明治二十四年五月六日

叙勅任官二等賜下級俸  
内閣總理大臣

一 明治二十四年五月七日

銓考委員ヲ命ス  
司法大臣

一 明治二十四年五月十二日

叙従四位  
宮内大臣

一 明治二十四年五月二十二日

判事検事登用試験委員ヲ命ス  
司法大臣

一 明治二十四年七月三日

御用有之横浜地方裁判所静岡地方裁判所浜松区裁判所へ出張ヲ命ス  
司法大臣

一 明治二十四年八月四日

依願免本官  
内閣

一 明治二十四年九月一日

代言ヲ免許シ此証ヲ授ク  
司法省

一 明治二十四年十二月二十二日

貴族院令第一条第四項ニ依リ貴族院議員ニ任ス

内閣總理大臣

- 一 明治二十六年四月十三日  
法典調査会主査委員被仰付  
内閣
- 一 明治二十七年三月三十日  
法典調査会委員被仰付  
内閣
- 一 明治二十九年三月二十九日  
第七回帝國議會召集ノ際勵精ニ付銀杯壹組ヲ賜フ  
賞勳局総裁
- 一 明治三十一年六月二十九日  
法典調査会委員ノ職ヲ奉シ尽力不尠ニ付銀盃壹組ヲ賜フ  
賞勳局総裁
- 一 明治三十五年三月三十一日  
法典調査委員被免  
内閣
- 一 明治三十五年六月四日  
明治二十九年六月三陸海嘯ノ際岩手青森県下罹災者ヘ金  
参百円救恤候段奇特ニ付為其賞木杯壹組下賜候事  
賞勳局総裁
- 一 明治三十五年七月二十八日  
破産管財人ヲ命ス  
司法省
- 一 明治三十九年四月一日  
明治三十七八年事件ノ功ニ依リ勲四等旭日小綬賞ヲ授ケ  
賜フ  
賞勳局総裁
- 一 明治三十九年六月八日  
法律取調委員ヲ嘱託ス  
司法省
- 一 明治三十九年六月十三日  
本月十一日委員会ノ決議ニヨリ貴下ヲ主査委員ニ指名ス  
法律取調委員長
- 一 明治三十九年七月二十一日  
本月十九日刑法取調委員会ノ決議ニ依リ貴下ヲ起草委員  
ニ指名ス  
法律取調委員長
- 一 明治四十年五月二十一日  
法律取調委員嘱託ヲ解ク  
司法省
- 一 明治四十年五月二十一日  
法律取調委員被仰付  
内閣
- 一 明治四十年五月三十日  
刑法施行法及監獄法主査委員ヲ命ス法律取調委員会会長
- 一 明治四十一年八月十二日  
破産管財人ヲ命ス  
司法省
- 一 明治四十一年十一月三十日  
刑事訴訟法改正主査委員ヲ命ス  
法律取調会会長
- 一 明治四十二年五月二十七日  
岩手県教育会名誉会員ニ推薦  
岩手県教育会長
- 一 明治四十四年八月十二日  
破産管財人ヲ命ス  
司法省
- 一 明治四十四年六月十五日  
刑事訴訟法改正主査委員ヲ解ク  
法律取調会会長
- 一 明治四十四年六月十五日  
民事訴訟法改正主査委員ヲ命ス  
法律取調会会長

而して博士は我中央大学創立者の一人にして或は講師として或

は経営者として力を同学の發展に致され明治二十四年四月よりは増島六一郎氏に代り学長として二十余年間一日の如く尽瘁せらるる同大学今日の盛運は實に是れ博士の徳沢に頼るものなり然るに今や溘焉として長逝し不帰の客と為る哀痛悲慟曷そ勝へん博士二男八女あり長男香一郎君は二十四歳東京帝国大学法科

生、次男は武彦君にして十歳なり危篤の報天聴に達するや特旨を以て位一級被進叙正四位勲三等授旭日中綬章又祭祀料として三百円下賜せらる此日中央大学に於ては卒業式を挙行しつつありしか其式を了りし午後三時半を過ぐる頃悲報の中央大学に達するや奥田、伊藤両理事は倉皇大久保の邸に赴き佐藤幹事は止まりて卒業式より學員懇親会の跡始末に任し其の終了を待て夕刻同邸に趨けり博士の遺骸は安らかに眠るか如く床上に横はり何れも悲嘆に暮るるのみなれば奥田理事は伊藤理事と共に未亡人、令息、親族出淵水野二氏を会して協議の結果(一)葬儀は中央大学の校葬と為すこと但一切菊池家の指揮に従ふこと(二)葬儀は駒込吉祥寺に於て仏式を以て営み後ち染井墓地に埋葬のこと(三)卒去通知は令息香一郎氏親戚総代大築千里氏、水野加以智氏、友人総代原敬氏、穂積陳重氏、岡村輝彦氏、奥田義人氏の名を以て為すこと(四)葬儀の日は七月九日(午後一時自宅出棺)と定むること、故博士の意思に基き途中行列を廃し当日午後二時三十分吉祥寺に於て葬儀執行のこと(五)葬儀係長は奥田義人氏とし右事務は菊池家の指揮に従ひ中央大学事務員之に従事すること(六)葬具、葬儀等一切菊池家の指揮に従ひ葬儀係に於て之を行ふことと為り此大綱に基き夫夫事務を進

行し親族及び踵て到りたる岡村輝彦、穂積陳重、花岡敏夫、大場茂馬、新井要太郎、佐藤正之の諸氏と共に各分担して事務に著手せしか原敬、元田肇、岡野敬次郎、太田時敏、花井卓蔵、石山彌平、三宅碩夫の諸氏を始め學員も追追に參集して助力せられたり

葬儀当日の分担は出棺準備係長伊藤悌治氏、式場係長元田肇氏、接待係長原嘉道氏、受付係長佐藤正之氏、挨拶係は喪主、伊藤悌治、原敬、穂積陳重、岡村輝彦、奥田義人の六氏、文書係は稲田周之助、花井卓蔵、岡田泰蔵、川島仟司、新井要太郎の五氏、石山彌平、稲木重俊、花岡敏夫、羽田彦四郎、林養三、林頼三郎、穂積八束、堀江專一郎、近川清澄、岡野敬次郎、太田資時、大場茂馬、小倉敬止、尾崎利中、小栗盛太郎、渡辺勘十郎、渡辺澄也、金井延、加藤万四郎、笠原文太郎、川久保源次、河野秀男、加瀬福逸、川瀬栄太郎、川手忠義、横田千之助、米原芳蔵、吉益俊次、高橋捨六、田中隆三、田中文蔵、武田明、高野金重、中村甚慶、内藤庄吉、卜部喜太郎、野村美策、山中兵吉、牧野充安、松林治義、古田良三、藤本徳之進、児玉利庸、小菅寅吉、小林武彦、江木衷、永滝久吉、手塚彦太郎、相原文四郎、有竹雅己、東兵右衛門、秋田清、坂崎雋、坂本生成、三宅碩夫、宮地正彰、三浦大五郎、塩谷恒太郎、渋川柳次郎、品川熊松、重信喜太郎、所沢貞太郎、品川英一、東多次郎、平井彦三郎、森本邦次郎、森義一、瀬下清通、鈴木濟美、須原大助の諸氏は各係を分掌せらる

葬儀当日午前十時半故博士邸に於ては遺族及び知友相集まり出

棺前の読経を済ませ正午を過ぐる頃靈柩を馬車に載せ喪主香一郎氏を始め遺族、中央大学理事奥田義人、同伊藤悌治、其他石山彌平、花井卓藏、大場茂馬、花岡敏夫、林頼三郎、新井要太郎、佐藤正之等の諸氏随従出棺し一時半中央大学前に到り暫時休憩学校と最後の訣別を為し之より更に卜部喜太郎、川島仟司、武田明、岩崎鉄次郎、新田目善次郎、星与市、笠原文太郎の諸氏随従し定刻数声の梵鐘寺林の間に鳴り渡るや柩車は数台の馬車に擁せられて肅肅として寺門に入り本堂前に於て一同下車、聽て靈柩を本堂の正面に安置し周囲は各個人又は団体の寄贈に係る生造花又は花環を以て飾り導師岩本宗国氏は数十名の僧侶を従へて莊嚴なる式典を行ひ

公爵徳川家達氏は貴族院を代表して左の弔辞を朗読せられ(代読)

貴族院ハ議員正四位勲三等法学博士菊池武夫君ノ長逝ヲ追悼

シ恭シク弔辞ヲ呈ス

明治四十五年七月九日

法学博士原嘉道氏は東京弁護士会を代表して左の弔文を朗読せられ

維時明治四十五年七月九日東京弁護士会長法学博士原嘉道謹

テ法学博士菊池武夫君ノ靈ニ告ク君冠ヲ掛ケテ弁護士ノ職ニ

従フ二十又余年学之殖、徳之隆真ニ一代ノ儀表タリ其推サレ

テ会長トナルヤ拮据励精功績大ニ挙ル而シテ今ヤ乃チ亡シ嗚

呼悲哉茲ニ東京弁護士会ヲ代表シテ恭ク誄詞ヲ捧ク尚饗

東京弁護士会長法学博士 原 嘉 道

弁護士塩谷恒太郎氏は日本弁護士会を代表して左の弔文を朗読せられ

前日本弁護士協会幹事法学博士菊池武夫君今ヤ長逝セラル君ハ明治三十年本会創立ノ当時ヨリ十数年ノ間常ニ幹事ノ職ニ在リテ本会経営ノ為メ多大ノ力ヲ致サレタルハ本会ノ永ク徳トシテ記念スル所ナリ茲ニ深く同君ノ遠逝ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス

明治四十五年七月九日

日本弁護士協会理事 塩 谷 恒 太 郎

法学博士穂積八束氏は学士会を代表して左の弔辞を朗読せられ  
学士会ハ会員法学博士菊池武夫君ノ遠逝ヲ哀悼シ恭シク茲ニ弔辞ヲ呈ス

明治四十五年七月九日

学 士 会

日本大学長松岡康毅氏は同大学を代表して左の弔辞を朗読せられ

中央大学学長菊池武夫君ノ長逝ヲ悼ミ謹テ弔辞ヲ呈ス

明治四十五年七月九日

日 本 大 学

男爵有地品之允氏は帝国海事協会を代表して左の弔辞を朗読せられ

本会評議員正四位勲三等法学博士菊池武夫君ノ逝去ヲ哀悼シ

茲ニ弔詞ヲ呈ス

明治四十五年七月九日

帝国海事協会理事長男爵 有地品之允

弁護士太田資時氏は桃李俱樂部を代表して左の弔文を朗読せられ

桃李俱樂部ノ同人ハ菊池法学博士ノ靈柩ヲ送ルニ当リ其曾テ指導誘掖セラレタルノ音容ヲ追懷シ痛悼ニ勝ヘス茲ニ恭ク輓詞ヲ呈ス

明治四十五年七月九日

桃李俱樂部

伯爵南部利淳氏は南部同郷会を代表して左の弔辞を朗読せらる  
故南部同郷会評議員菊池武夫氏ノ遠逝ヲ追悼シ謹テ茲ニ弔詞ヲ呈ス

明治四十五年七月九日

南部同郷会長伯爵 南部 利淳

右了るや法学博士奥田義人氏は謹嚴の態度にて徐徐と歩を進め中央大学を代表し莊重の声音を以て此記事の首め掲けたる誄詞を朗読せられたるに満堂悉く嗚咽せざる者なく次に法学博士花井卓蔵氏は中央大学学員会を代表して左の祭文を朗読せられ

維時明治四十五年七月初九中央大学学員総代法学博士花井卓

蔵恭ク蘋藻ノ典ヲ具ヘ故中央大学学長法学博士菊池武夫先生

ノ靈ヲ祭ル先生ハ陸中盛岡ノ人成重大学南校ニ入り弱冠米國

ニ遊ヒ学ヲボストン大学ニ修ム在ルコト五年業成リ朝ニ帰ル

召サレテ司法ニ仕ヘ聘セラレテ大学ニ誨フ明治十八年八月同

志ト共ニ英吉利法律学校ヲ創立ス先生実ニ称首タリ斡旋最モ

勩ム身狀師ノ劇職ニ在リテ教授ノ任ニ当リ陶冶薰陶至ラサル

ナシ二十八年一日ノ如シ某等親シク先生ニ侍シテ益ヲ受ク講壇諄諄ノ言今猶耳ニ在リ忘レント欲シテ忘ルル能ハス某等不肖一日ノ恩ヲ報ユル能ハスシテ先生長ク百年ノ計ヲ齎セリ嗚呼悲哉雖然天地夢ノ如ク人生幾何ソ先生ノ学ハ博ク先生ノ徳ハ隆シ先生ハ真ニ千古ノ巨人ナリ然ラハ則チ先生死スト雖モ猶ホ生クルカ如キナリ尚饗

中央大学学員総代法学博士 花 井 卓 蔵

又岩崎鉄次郎氏は中央大学実業同窓会を代表して左の祭文を朗読せられ

維時明治四十五年七月九日弟子等謹ンテ芻蕘ヲ具シ以テ法学博士菊池武夫先生ノ靈ヲ祭ル

先生天資高邁寛弘温雅我カ中央大学ニ長トシテ子弟ノ養成ニ尽瘁セラルルコト二十有余年学ヲ授クルニ惠愛ヲ尽シ教ヲ垂ルルニ懇切ヲ極ム弟子等ノ幸ヒニシテ今日アル寔ニ先生力無彊ノ薰陶ニ依ラスンハアラス弟子等感激シテ心ニ殊恩ヲ刻ス今ヤ先生溘焉トシテ弟子等ヲ捐テ去リ空シク終天ノ愁ヲ懷カシム追慕哀傷何ソ尽キン嗚呼哀哉此ニ弟子等先生力靈前ニ会シ哀ヲ銜ミ誠ヲ致ス尚饗誠恐誠惶百拜

明治四十五年七月九日

中央大学実業同窓会総代 岩 崎 鉄 太 郎

次に中央大学学生青木雷三郎氏は同校学生を代表して左の弔文を朗読せられ

維時明治四十五年七月六日法学博士菊池武夫先生長逝セラル先生我中央大学ニ学長トシテ職ニ在ル茲ニ二十年其高潔ニシ



テ健実ナル夫ノ該博深邃ノ学識ト相疎テ後進ヲ陶冶セラレタル幾何ナルヲ知ラス我大学ノ今日アル洵ニ先生ノ徳沢ニ頼ルモノナリ生等訃音ニ接シテ驚愕手足ノ措ク所ヲ知ラス恰モ双親ヲ喪ヘルカ如キ感ナクンハアラサルナリ想ヒ廻ラセハ先生ノ温雅ナル風丰ハ今猶ホ生等カ目睫ノ間ニ髣髴タリ是レ生等カ終生忘ルヘカラサル印象ニシテ先生ノ感化カ永ク生等ノ身上ニ及フ所以ナリ今ヤ先生溘焉トシテ不帰ノ客ト為リ吾儕二千有余ノ学生ヲ捨テ去ラルル今日送葬ニ臨ミ万感叢生シ之ヲ語ラント欲スルモ語ヲ成サス茲ニ聊カ蕪辞ヲ陳ヘテ先生ノ靈ヲ弔フ嗚呼哀哉

明治四十五年七月九日

中央大学学生総代 青 木 雷 三 郎

次に中華民国留学生総代辛揚藻氏は左の弔辞を朗読せられ

中央大学長法学博士菊池先生ノ長逝ヲ哀悼シ恭シク弔辞ヲ捧呈ス

明治四十五年七月九日

中華民國留学生総代 辛 揚 藻

尚ほ故博士の門下生は左の哀詞を朗読せられ

菊池先生ハ学識深高天資樸直吾法学界ノ泰斗ニシテ後進ヲ誘掖扶導スルコト頗ル大ナリ我等多年先生ニ親炙シ其教訓ヲ受ク日夕報恩ノ誼ヲ惟フモ未タ万分ノ一ヲ罄ス能ハサルニ当リ先生遽然トシテ白玉楼中ニ去ル矣嗚呼噫我等先生ノ高風ヲ慕フ者将来益々研磨ノ効ヲ積ミ其遺訓ニ背カサランコトヲ期ス

明治四十五年七月九日

菊池博士門下生 総 代  
又中川真太郎氏は中央大学千葉支部学員会を代表して左の弔辞を朗読せられ

中央大学千葉支部学員ハ中央大学長貴族院議員正四位勲三等法学博士菊池武夫先生ノ長逝ヲ痛哭シ恭シク弔辞ヲ奉呈ス

明治四十五年七月九日

代表者 中 川 真 太 郎

又学員上田成章氏は菊池先生の長逝を悼みてと題し靈前に立ちて左の和歌を朗吟せられたり

月はなのなかめをすて、かなしくも

なととこよにはいそきましけむ

孰れも悲痛を極めさるなく会葬者をして暗愁を催さしむ夫より喪主香一郎氏、遺族並に会葬者一般の焼香ありて午後四時式を終へ遺骸は更に遺族、故旧に擁せられて染井の墓地に到り茲に形の如く埋葬せられたり此日会葬する者原内相、松田法相、松岡康毅氏、南部伯、松平子、波多野男、平沼司法次官、田中軍務局長、山屋海軍少将等を始めとし多数の博士、法曹其他朝野の諸名士並に中央大学学員学生等無慮三千有余名に達せり

当日靈前に寄贈ありたる生造花、花環は花岡敏夫氏よりの生花一对、中央大学実業同窓会よりの花環一箇、中央大学学員会よりの造花一对、中央大学社員一同よりの花環一箇、貴族院交友倶楽部よりの花環一箇、中央大学学員会関西支部よりの造花一对、同三重支部よりの花環一箇、同名古屋支部よりの花環一箇、日本法政早稲田明治専修各大学よりの花環一对、久米良作氏よ

りの造花一对東京弁護士会よりの花環一对、日本弁護士会よりの花環一对、桃李倶楽部よりの花環一对、川島仟司氏よりの生花一对、神門由次郎氏よりの生花一对等なりき

又中央大学学員会地方支部よりは朝鮮支部外十五通、東京在住者の旅行先より岸清一氏外六十一通、地方在住者より藤田隆三郎氏外百二十三通の弔電あり尚ほ菊池家に到着せる弔問の信書数百通の外中央大学に到着せるもの百余通あり一一芳名を録して好意に酬ふへき筈なれとも紙面余白少なくて其意を果す能はざるは洵に遺憾の至りなり

尚ほ当日男爵九鬼隆一氏より左の弔文を贈られたり

法学博士菊池武夫君病ヲ以テ溘焉長逝ス嗟悲哉君人ト為リ誠実ニシテ明哲ノ資ヲ備ヘ曩時大学南贖ニ在ルノ日既ニ俊秀ノ名高ク学成リテ後官ニ就キ勅任ノ顯職ヲ奉シタルモ性来ノ淡泊ハ官途ノ煩累ヲ屑シトセス辞シテ野ニ下リ爾来其ノ学ヲ所ヲ以テ世ニ益シ社会ニ尽ス所尠カラス就中法曹界ノ泰斗トシテ貢献スル所多大ナリシ功績ハ世ヲ挙ケテ熟知スル所ナリ曩ニ帝国議會ノ開設セラルルヤ夙ク選ハレテ勅選議員ニ任セラレタルハ偶然ニ非サルナリ且其人格ノ高カリシハ更ニ絮説ヲ要セスト雖モ応事接物恬淡ニシテ凝滞セス一意至誠ヲ以テ終始セルハ特ニ一言ヲ置カサルヲ得サルナリ尚将来君ノ博学卓識ニ須ツ所ノ事多多ナルニ今ヤ遽カニ騎竜ノ客ト為ル曷ソ惋惜ニ耐ヘンヤ殊ニ余ノ君ニ於ケル会テ大学南贖ニ窓ヲ同クセシ以来実ニ四十余年間交誼親密ヲ重ネシカハ哀感特ニ深シ茲ニ謹テ弔悼ノ心衷ヲ表ス